

大和市告示第105号

大和市自主防災組織防災資機材購入費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年5月18日

大和市長 古谷田 力

大和市自主防災組織防災資機材購入費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市自主防災組織防災資機材購入費補助金交付要綱（平成22年大和市告示第58号）の一部を次のように改正する。

第1条中「購入」の次に「及び処分」を、「対し、」の次に「予算の範囲内で」を加える。

第3条を次のように改める。

（補助事業等）

第3条 補助事業は、自主防災組織による別表第1に掲げる防災資機材の購入及び処分とする。

2 補助の対象となる経費は、補助事業に要する経費とする。ただし、購入の場合は、別表第1に掲げる防災資機材の種類に応じ、同表に定める補助基準数量から当該自主防災組織が現に保有している数量を差し引いた数量を上限とする。

第4条中「予算の範囲内で、防災資機材の購入に係る実費」を「補助対象経費の実支出額」に、「規定する」を「定める」に改める。

第7条を削る。

第8条第1項中「第6条」を「前条」に改め、同条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

別表第1区分の項中「補助対象資機材名」を「防災資機材の種類」に改め、同表その他の項中「自主防災活動において必要とされる資機材で、市長が」を「前各項に掲げるもののほか、市長が必要であると」に改め、同表に次のように加える。

防災資機材 の処分	この要綱による補助を受けて購入した防災資機材のうち、製品ごとに定められた使用期限が経過したものその他これと同程度の状態であると市長が認めたもの	
--------------	---	--

別表第2中「第11条」を「第10条」に改め、同表関係条文の欄中「第8条」を「第7条」に、「第9条」を「第8条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に作成されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。